



基安発 0617 第 2 号
令和元年 6 月 17 日

中央労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

(公印省略)

転倒災害の防止に向けた取組について (協力要請)

— 「STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱」改正による転倒災害の防止—

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

休業 4 日以上之死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、厚生労働省と貴団体の主唱により「STOP! 転倒災害プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)を実施しているところです。

しかしながら、転倒災害は依然として休業 4 日以上之死傷災害の中で最も件数が多く、転倒災害は 3 年連続で増加しており、2022 年までに休業 4 日以上之死傷災害を 2017 年比で 5% 以上減少させることを目標とした第 13 次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、「STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱」(以下「要綱」という。)を別添のように改め、転倒災害防止対策のより一層の推進を図ることとし、下記を踏まえた取組を行いますので、御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して、転倒災害防止について、傘下の会員事業場に対する周知啓発、支援等に、各団体の実情に応じて、取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

記

1 近年の転倒災害の発生状況について

(1) 業種との関係

表 1 のとおり、平成 27~30 年の転倒による休業 4 日以上之死傷災害のうち、第三次産業で発生したものの占める割合は 6 割を超え、断続的に増加し、平成 27~30 年で約 25% 増

加した。

表1 業種別転倒災害発生状況

単位：人、()内は割合

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全産業	25,949	27,152	28,310	31,833
うち建設業	1,546 (6%)	1,512 (6%)	1,573 (6%)	1,616 (5%)
うち製造業	4,681 (18%)	4,977 (18%)	5,088 (18%)	5,637 (18%)
うち陸上貨物運送事業	2,047 (8%)	2,050 (8%)	2,240 (8%)	2,651 (8%)
うち第三次産業	16,295 (63%)	17,269 (64%)	18,077 (64%)	20,331 (64%)

出典：労働者死傷病報告

(2) 災害発生月との関係

平成30年の休業4日以上死傷災害のうち、転倒によるものの月別の発生状況は表2のとおりであり、特に1～3月の積雪や凍結が多い時期に災害が多く発生している。平成27年から平成30年までの転倒災害による休業4日以上死傷者数と降雪が多い道県の県庁所在地（札幌市、青森市、盛岡市、秋田市、山形市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、鳥取市及び松江市）における1～3月及び12月の降雪量の関係は表3のとおりであり、転倒災害と降雪量は相関関係にある。

表2 月別転倒災害発生状況（平成30年）

単位：人

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4,563	3,196	2,674	2,170	2,229	2,357	2,505	2,281	2,507	2,488	2,366	2,497

出典：労働者死傷病報告

表3 転倒災害と降雪量の関係

	転倒による死傷者数	13都市の降雪量(※1)
平成27年	25,949人	2,047cm
平成28年	27,152人	2,445cm
平成29年	28,310人	2,955cm
平成30年	31,833人	3,562cm

(3) 被災者の年齢・性別との関係

平成30年の休業4日以上死傷災害のうち、発生件数の多い事故の型（転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作）について、年齢別・男女別の発生状況は表4のとおりであり、他の災害と比べて、転倒災害では高齢の女性で顕著に多く発生している。これ

は、高齢の女性では、転倒すると休業4日以上を負傷となることが多いものと考えられる。

表4 主な災害の年齢別・男女別の発生状況

単位：人

	～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳～		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
転倒	154	104	1,066	706	1,674	990	2,931	2,415	3,436	5,781	4,367	8,209	13,628	18,205
墜落・転落	186	55	1,460	354	2,378	363	4,210	796	4,222	1,190	4,731	1,276	17,187	4,034
動作の反動・無理な動作	129	92	1,402	951	2,068	1,147	2,375	1,865	1,977	2,023	1,461	1,468	9,412	7,546

出典：労働者死傷病報告

2 要綱改正の主な内容について

(1) サービス業などの第三次産業への留意

転倒災害は第三次産業で特に多く発生していることから、関係団体への協力要請や、事業場への指導については、サービス業をはじめとする第三次産業に対して重点的に実施すること。

(2) 準備期間の設定

積雪や凍結による転倒災害を防止するために2月を重点取組期間としていたが、当該重点取組期間は廃止する。一方、降雪が多い地域においては、地域の気象状況等を踏まえ、降雪が本格化する前に、冬季に向けた転倒災害防止対策について、要綱5(3)に掲げる事項を中心に、事前に準備を進めること。

(3) 労働者の年齢・性別に応じた対策について

高齢の女性労働者が多い事業場においては、これらの者からの意見を参考にしつつ、事業場内の転倒リスクの重点的な点検、当該労働者への注意喚起を徹底すること。

(4) 他の事業場の好事例、視聴覚教材の活用について

「職場のあんぜんサイト」に掲載している「見える」安全活動コンクールに応募された転倒防止対策・活動事例を参考に、自らの事業場に適している対策の導入を検討すること。

平成30年度に作成した転倒・腰痛防止用視聴覚教材（「職場のあんぜんサイト」に掲載）を活用し、労働者に繰り返し注意喚起すること。

STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、平成28年1月からは、それを発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として、休業4日以上の死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上の死傷災害の中で最も件数が多く、3年連続で増加しており、2022年までに休業4日以上の死傷災害を2017年比で5%以上減少させることを目標とした第13次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とする「STOP！転倒災害プロジェクト」を継続として実施するものである。

また、プロジェクトの実効を上げるため、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認・徹底を行うとともに、都道府県の気象状況に応じて、積雪や凍結による転倒災害が多発する冬季に向けた転倒災害防止対策のための準備期間を設けるものとする。

2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 厚生労働省の実施事項

- ① 視聴覚教材を含む転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
 - ② ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
 - ③ 本プロジェクトを効果的に推進するためのサービス業などの第三次産業をはじめとする各種団体等への協力要請
 - ④ 都道府県労働局、労働基準監督署による「STOP！転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した事業場（特にサービス業などの第三次産業）への指導
- (2) 各労働災害防止団体の実施事項
- ① 会員事業場等への周知啓発
 - ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
 - ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
 - ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
 - ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間及び準備期間に実施する事項

① 6月の実施事項

ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ 「STOP！転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

② 準備期間（冬季前）の実施事項

ア 地域の気象状況を踏まえ、積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起

イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起
- ⑧ 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、①～⑦

の事項の重点的な実施

- ⑨ 定期的な職場点検、巡視の実施
 - ⑩ (必要に応じて) 設備管理者への危険箇所の改善の要請
 - ⑪ 転倒予防体操の励行
- (3) 冬季における転倒災害防止対策
- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
 - ② 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
 - オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所(屋外通路や駐車場等)における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨